

2011年度 第2回 総合防災訓練



防災訓練の位置づけ

災害対策基本法に基づいて国が定めた防災業務計画により、NEXCO中日本の防災業務計画が策定されている。第2編 災害予防 第2 防災訓練の実施に基づき、防災訓練を実施するもの

中日本高速道路株式会社
防災業務計画
(平成17年10月14日
会社規程第14号)

第2編 災害予防

第2 防災訓練の実施

1 防災訓練の実施

国、機構、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した**防災訓練を、原則として年1回実施するものとする。**

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練を行うに当たっては、災害の想定を明らかにするとともに、非常参集訓練、情報の収集・伝達訓練、災害対策本部設置運営訓練、災害応急対策訓練等、実践的な訓練を実施するものとする。また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善や訓練の充実を図るものとする。

有事における会社として取るべき行動

1. 緊急交通路の確保

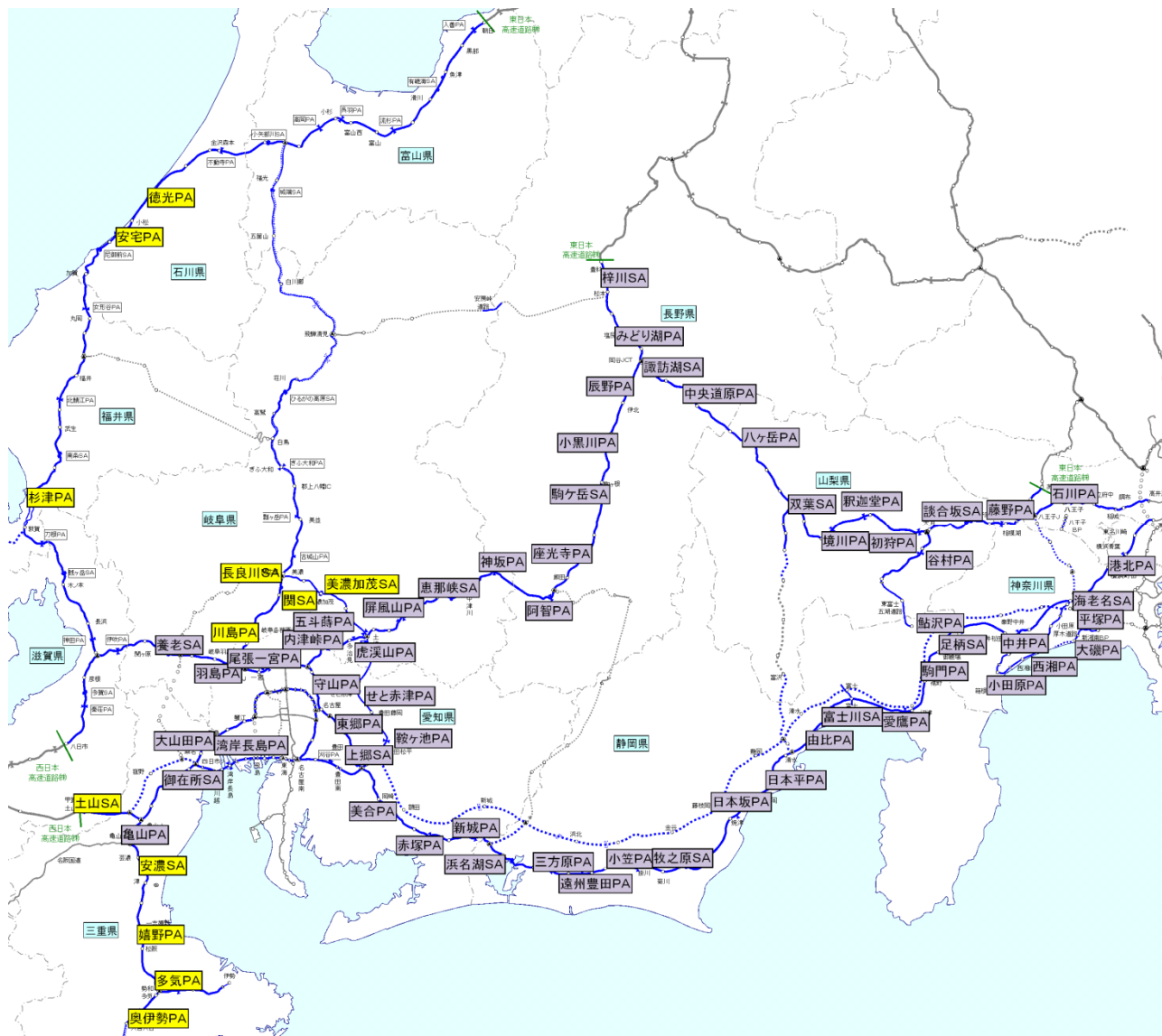
復旧・復興作業を進めるため、人員・物資・機材等の運搬が重要となるため、速やかな緊急交通路の確保が重要 ⇒ 9月1日の防災訓練にて実施

2. お客様の安全確保

高速道路ご利用のお客様、隣接地域にお住まいの方などに対する安全確保が重要
⇒ 3月の防災訓練にてお客様対応訓練を実施

訓練内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
緊急交通路確保						▼ 9/1						3/7~9
お客様対応												■
安否確認・非常参集						▼ 9/1				▼ 1/17		

■緊急地震速報、防災拡声放送設備が導入されているSAPA



- 緊急地震速報+防災拡声装置整備箇所 (113箇所)
- 防災拡声装置整備箇所 (68箇所)